

令和4年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

- ・これまでの出資法人改革の経緯と出資法人を取り巻く環境の変化を踏まえ、**令和4年3月に策定した「経営改善及び連携・活用に関する方針（令和4年度～令和7年度）」**に基づく、令和4年度の取組について評価を行いましたので以下のとおり御報告いたします。
- ・本評価結果は、**上記方針に基づく初年度の評価となるものであり、各取組事業等において、新型コロナウイルス感染症からの回復傾向が見られる中、想定以上の回復状況も踏まえた今後の適切な方向付けのため目標変更を行うなど、評価シートのPDCAサイクルを着実に回していくことで、本市がこれまで取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」と本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図っていくことにつながっていくものとなります。**

1 「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の実施経緯

- ・本市では、**平成14年度の第1次行財政改革プランの策定以降**、出資法人が担ってきた役割や事業について検証し**出資法人の統廃合、市の財政的・人的関与の見直し等**、効率化・経営健全化に向けた取組を実施してきました。
- ・**平成16年度には、「出資法人の経営改善指針」を策定**し、本市が取り組む課題と出資法人自らが取り組む課題を明らかにしながら、出資法人の抜本的な見直しや自立的な経営に向けた取組を推進してきました。
- ・今後も引き続き、効率化・経営健全化に向けた取組を進めていく必要がある一方で、厳しい財政状況の中で地域課題を解決していくに当たり、**多様な主体との連携の重要性が増している**ほか、国における「第三セクター等の経営健全化の推進等について」（平成26年8月5日付け総務省通知）等においても、**「効率化・経営健全化」と「活用」の両立が求められる**など、出資法人を取り巻く環境が変化してきています。
- ・こうしたことから、本市がこれまで取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図っていくという視点で、出資法人への適切な関わり方について、外部有識者から構成される**「行財政改革推進委員会出資法人改革検討部会」からの提言等**を踏まえ、平成30年度に前記指針について**「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する指針」に改めました**。当該指針において、**各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」を策定**し、毎年度、同方針に基づく各法人の取組の点検評価を実施していくこととしたところです。

2 「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の全体構成

- ・前記1のとおり、各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」の策定とそれに基づく取組評価の趣旨は、本市がこれまで取り組んできた**出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図っていくというところに主眼**があるため、その実施を担保する取組評価となっています。
- ・即ち、具体的な取組評価シートにおいては、まず「法人の概要」、「本市施策における法人の役割」、「現状と課題」、「取組の方向性」を明確にし、「4か年計画の目標」を立て、「**本市施策推進に向けた事業取組」と「経営健全化に向けた取組」、「業務・組織に関する取組」の各視点**から取り組むべき事業・項目とその指標を設定し、当該達成状況とコストを伴うものは費用対効果の評価によって、今後の取組の方向性を導き、それらを総括して、市が法人に期待することや対策の強化を望む部分を明確にすることにより、上記趣旨を達成していく構成となっています（各取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方は次頁以降参照）。
- ・なお、法人情報として、**各法人の収支と財産の状況、主たる勘定科目の状況、本市の財政支出、財務指標等**も確認できるようにしています。

《取組評価シートの様式イメージ》

(参考) 経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

① 各取組の指標に対する達成度の選択の考え方

●各達成度の基本的な考え方

- a. 実績値 ≥ 目標値 b. 目標値 > 実績値 ≥ 現状値 (個別設定値) c. 現状値 (個別設定値) > 実績値 ≥ 目標値の60%
d. 目標値の60% > 実績値

●指標の単位が「%」のものうち、現状値と各年度の目標値の変化量が1%未満のもの、指標の単位が「%」以外のものうち、現状値と各年度の目標値の変化率が1%未満のもの、現状値について適切な実績がないもの等の場合

⇒個別設定値を設定し、その考え方を各個表の説明欄に記載。区分の「現状値」を「個別設定値」と読み替えた上で選択。(原則として、上記変化量や変化率が1%未満の場合には、直近数年間の実績の平均値と、現状値の95%(105%)のうち、より目標値に近い数値を個別設定値とし、現状値について適切な実績がない場合には、R4年度の実績値と、各年度の目標値の95%(105%)のうち、より目標値に近い数値を個別設定値としている。)

●目標値×60%が、現状値以上(良い)の場合

⇒abdから選択。また、現状値以上であっても、目標値の60%未満の場合はdを選択。

●目標値が現状値未満(悪い)の場合(個別設定値を設定している場合を除く)

⇒acdから選択。また、現状値未満であっても、目標値以上の場合はaを選択。

●0に抑えることを目標にしている場合

⇒達成の場合はa、未達成の場合はdを選択。

●下がるのが望ましい指標の場合

⇒区分を下記に読み替えた上で選択。

- a. 目標値 ≥ 実績値 b. 現状値 (個別設定値) ≥ 実績値 > 目標値 c. 目標値の1/0.6 ≥ 実績値 > 現状値 (個別設定値)
d. 実績値 > 目標値の1/0.6

●範囲内となることが望ましい指標の場合

⇒区分を下記に読み替えた上で選択。

- a. 目標値の下限值 ≤ 実績値 ≤ 目標値の上限值 b. 想定なし
c. 目標値の下限値の60% ≤ 実績値 < 目標値の下限値、又は、目標値の上限値 < 実績値 ≤ 目標値の上限値の1/0.6
d. 実績値 < 目標値の下限値の60%、又は、目標値の上限値の1/0.6 < 実績値

(参考) 経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

② 各取組に対する本市による達成状況の評価の考え方

前記①の「指標に対する達成度」に応じて、以下のとおり判定を行い、その結果を踏まえ、本市による評価として区分を選択

| 指標に対する達成度 | 点数 | 事例1 | | 事例2 | | 事例3 | | 事例4 | | 事例5 | |
|----------------|----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| | | 指標の数 | 合計点 |
| a | 3 | 3 | 9 | 2 | 6 | 1 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| b | 2 | 0 | 0 | 1 | 2 | 1 | 2 | 1 | 2 | 0 | 0 |
| c | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 2 | 2 | 1 | 1 |
| d | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 |
| | | 3 | 9.00 | 3 | 8.00 | 3 | 6.00 | 3 | 4.00 | 3 | 1.00 |
| 平均点(合計点÷指標の数)→ | | 3.00 | | 2.67 | | 2.00 | | 1.33 | | 0.33 | |

| 達成状況区分 | 指標に対する達成度の平均点 |
|--------------------------|---------------|
| A. 目標を達成した | 3 |
| B. ほぼ目標を達成した | 2.5以上～3未満 |
| C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった | 1.5以上～2.5未満 |
| D. 現状を下回るものが多くあった | 0.5以上～1.5未満 |
| E. 現状を大幅に下回った | 0.5未満 |

ただし、「法人コメント」に記載された、その他の成果等を踏まえ、原則とは異なる達成状況区分を選択することも可能なお、この場合には、次の「区分選択の理由」において、原則とは異なる区分を選択した根拠を明確に記入

(参考) 経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

③ 各取組に対する費用対効果の評価の考え方

前記②の「達成状況」と以下の「行政サービスコストに対する達成度」に応じて、判定を行い、その結果を踏まえ、その選択肢の範囲内で本市による評価として区分を選択。

(目標値・実績値ともに(－)の場合、セルに斜線(＼)を入力。)

| 達成状況 \ 行政サービスコストに対する達成度 | 1). 実績値が目標値の100%未満 | 2). 実績値が目標値の100%以上110%未満 | 3). 実績値が目標値の110%以上120%未満 | 4). 実績値が目標値の120%以上 |
|--------------------------|------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|--|
| A. 目標を達成した | (1). 十分である | (1). 十分である (2). 概ね十分である | (2). 概ね十分である (3). やや不十分である | (2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である |
| B. ほぼ目標を達成した | (1). 十分である (2). 概ね十分である | (1). 十分である (2). 概ね十分である | (2). 概ね十分である (3). やや不十分である | (2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である |
| C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった | (2). 概ね十分である | (2). 概ね十分である (3). やや不十分である | (2). 概ね十分である (3). やや不十分である | (2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である |
| D. 現状を下回るものが多くあった | (3). やや不十分である (4). 不十分である | (3). やや不十分である (4). 不十分である | (3). やや不十分である (4). 不十分である | (3). やや不十分である (4). 不十分である |
| E. 現状を大幅に下回った | (3). やや不十分である (4). 不十分である | (4). 不十分である | (4). 不十分である | (4). 不十分である |

※行政サービスコストに対する達成度について、実績値が目標値未満である方が、コスト面からは良いため、評価の良い順としては、1) から4) となる。

ただし、「法人コメント」の記載内容を踏まえ、原則とは異なる区分を選択することも可能。

なお、この場合には、次の「区分選択の理由」において原則とは異なる区分を選択した根拠を明確に記入。

(参考) 経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

④ 今後の取組の方向性の選択の考え方

前記②と③の評価等を踏まえ、以下の表を参考に、法人としての今後の取組の方向性を3つの区分から選択。

| 方向性区分 | 説明(選択の要件) |
|----------------------------|---|
| I. 現状のまま取組を継続 | <p>【本市施策推進に向けた事業取組】 (以下の両方に該当する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> 前記②の「達成状況」について「A. 目標を達成した」又は「B. ほぼ目標を達成した」を選択 前記③の「費用対効果」について「(1). 十分である」又は「(2). 概ね十分である」を選択 <p>【経営健全化に向けた取組、業務・組織に関する取組】 前記②「達成状況」について「A. 目標を達成した」又は「B. ほぼ目標を達成した」を選択</p> |
| II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 | <p>【本市施策推進に向けた事業取組】 (以下のいずれかに該当する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標、事業別の行政サービスコストの目標値の変更 前記②の「達成状況」について「C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった」又は「D. 現状を下回るものが多くあった」又は「E. 現状を大幅に下回った」を選択 前記③の「費用対効果」について「(3). やや不十分である」、「(4). 不十分である」を選択 <p>【経営健全化に向けた取組、業務・組織に関する取組】 (以下のいずれかに該当する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標の目標値の変更 前記②の「達成状況」について「C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった」又は「D. 現状を下回るものが多くあった」又は「E. 現状を大幅に下回った」を選択 |
| III. 状況の変化により取組を中止 | 取組を中止する場合(その根拠を明確に記入。) |

次期「経営改善及び連携・活用に関する方針」
(令和4(2022)年度～令和7(2025)年度)

| | | | |
|---------|----------------|-----|-----------------|
| 法人(団体名) | 公益財団法人川崎市学校給食会 | 所管課 | 教育委員会事務局健康給食推進室 |
|---------|----------------|-----|-----------------|

経営改善及び連携・活用に関する方針

法人の概要

1 法人の事業概要
令和3(2021)年度から特別支援学校を加えた市立小学校・中学校・特別支援学校170校、約11万人のそれぞれの校種ごとの献立に必要な給食物資の調達に関する事業として、安全・安心で良質な食材を安定的・継続的に供給しています。また、学校給食費の管理に関する事業として、引き続き、令和2年度までの学校給食費に係る未納金の債権管理を行います。その他、学校給食実施に寄与する講習会や研究会等を開催する事業、学校給食の普及奨励に必要な事業等を行っています。

2 法人の設立目的
事業を通して、成長期における児童生徒の健全な食生活に関わる食育を推進し、豊かな市民生活に寄与することを目的としています。

3 法人のミッション
本市との委託契約により、給食物資の調達購入、物資代金の支払い等の業務を行うことを基本としています。市立学校の統一献立における物資の共同購入を行うことにより、安全・安心で良質な給食物資を安定的・継続的に学校に供給し、学校給食事業の運営が円滑適正に実施されるよう努めています。また、安全・安心な学校給食を児童生徒に提供するために、「学校給食用物資規格基準書」(以下、「規格基準書」)に基づく厳密な品質の管理徹底、給食物資の各種衛生検査や給食物資の調達業務、物資加工工場の視察等を行うとともに、給食物資を通して、成長期における児童生徒の健全な食生活に関わる食育を推進していきます。

本市施策における法人の役割

本市では、中学校給食の目指す姿として「健康給食」を定め、平成29(2017)年12月より中学校全校で完全給食を開始し、小学校においても「健康給食」の実施に向け、学校給食を活用した小中9年間にわたる体系的・計画的な食育を推進することにより、さまざまな経験を通じて「食」に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけ、生涯健康な生活を送るための基礎を育むことを目指しています。

本法人は、本市との委託契約により、市立学校の学校給食に係る物資の調達業務を行っていますが、物資の価格だけでなく、国産食材を基本として様々な食材を使用し、味・品質・安全性等にも考慮するなど、本市の給食献立の方針に適した物資を選定するとともに、公益性の視点を持って納入できる業者を選定し給食物資を共同購入することにより、安全・安心で良質な給食物資を安定的・継続的に供給し、保護者や学校運営の負担軽減を図っています。また、市と連携して学校給食に関する事業を行うことにより、本市施策における食育の推進に寄与する役割を担っています。

| | | | |
|----------------|---------------|---|---|
| 法人の取組と関連する市の計画 | 市総合計画上関連する政策等 | 政策 政策2-2 未来を担う人材を育成する | 施策 施策2-2-1「生きる力」を伸ばし、人間としての在り方生き方の軸をつくる教育の推進 |
| | 関連する市の分野別計画 | かわさき教育プラン【H27～R7】 第4期川崎市食育推進計画【H29～R5】 | |

現状と課題

1 現状
・令和3(2021)年度からの学校給食費の公会計化により、学校給食費の徴収(令和3(2021)年度以降の学校給食費に係る未納分の債権管理を含む)及び給食物資の調達については、本市の事業となりました。

・給食物資の調達については、本法人が本市と委託契約を締結し、受託事業として約11万食分の市立学校の統一献立における物資の共同購入を行うことにより、安全・安心で良質な給食物資を安定的に供給しています。今後においても、学校給食事業の円滑な運営に積極的に関わっていくために、物資の規格管理、衛生管理や情報提供、業者指導の徹底が必要です。

・令和2(2020)年度までの学校給食費に係る債権については、引き続き、本法人が未納金の回収を行います。再三の催告にもかかわらず、所在不明、破産等のやむを得ない事情により回収の見込みがない債権については、「公益財団法人川崎市学校給食会債権管理規程」に基づいた債権放棄を行うなど、適切に管理しています。

・学校給食実施に寄与する講習会、研究会等を開催する事業及び学校給食の普及奨励に必要な事業は継続して行っています。

2 課題
・給食物資の調達に関する事業については、今後も、本市の規格基準に適した安全・安心で良質な食材を安定的・継続的に供給していくという法人の公益的使命を達成していく必要があります。

・学校給食費の未納の債権管理については、過年度分の債権となり、年度を追って回収が困難なものとなるため、本法人としては、催告状の発送や家庭訪問等を行い、より一層、未納の回収に努めていく必要があります。

・これまででも効率的な執行体制を図るため、給食管理システムの導入や電子データの積極的な活用等業務改善に努めてきましたが、今後もより効率的な業務執行に努めていく必要があります。

取組の方向性

1 経営改善項目
・本法人は自主財源の確保や経常利益を上げることを目的としておりませんが、今後もコスト意識を持った効率的・合理的な事務執行体制の構築を図り、経費の節約を行うことで、安定的・継続的な事業運営を推進してまいります。なお、令和2(2020)年度までの学校給食費の未納金について、回収した未納給食費は市に譲渡することとなります。引き続き学校訪問等により状況を把握し、催告状の発送や家庭訪問等により、回収に努めてまいります。

・本法人は、給食物資の調達等、年間約50億円の事業を担っている公益財団法人であるため、事業の推進に当たっては、引き続き複数のチェック体制の構築が図れるよう、代表理事と業務執行理事の承認のほかに、公認会計士の定期指導時に通帳の照合や会計伝票等のチェックを重点的に行いながら、正確で透明性のある会計処理を行ってまいります。

・公益財団法人職員としての資質向上を図るため、法人職員対象の研修会への参加、内部研修会を開催し、コンプライアンス意識の向上を図ることを目的に、定期的にサービスチェックシートによる自己検証を行います。

2 連携・活用項目
・今後も、本市の給食運営の方針に沿った安全・安心で良質な給食物資を安定的に供給するために、規格衛生検査の実施、物資選定に伴う食品成分表、配合内容表の提出を業者に求めていきます。また、学校や学校給食センターからの物資に関する連絡に対しては、給食提供前に速やかに交換、代替品等に対応していくとともに、業者指導を徹底し、学校給食事業の円滑な運営に寄与してまいります。

・給食に関わる研究協議会や新製品展示会の開催、給食会だより等の発行、給食食材を活用した食育事業等により、市と連携して、成長期における児童生徒の健全な食生活に関わる食育活動を推進していきます。

1. 本市が法人に求める経営改善及び連携・活用に関する計画

4カ年計画の目標

(施策推進に向けた事業計画)

・安全・安心で良質な給食物資を安定的・継続的に学校に供給し、学校給食事業の運営が円滑適正に実施されるよう努めます。また、安全・安心な学校給食を児童生徒に提供するために、規格基準書に基づく厳密な品質の管理徹底、給食物資の各種衛生検査や給食物資の調査研究、物資加工工場の視察等を行うとともに、給食に関わる研究協議会や新製品展示会の開催、給食会だより等の発行による情報提供、給食食材を活用した食育事業等を行うことにより、成長期における児童生徒の健全な食生活に関わる食育を推進し、市民生活に寄与します。

(経営健全化に向けた事業計画)

・今後もコスト意識を持った効率的・合理的な事務執行体制の構築を図り、収支相償・収支均衡を意識した、安定的・継続的な事業運営を推進してまいります。

(業務・組織に関する計画)

・正確で透明性のある会計処理の確保、公益財団法人職員としての資質やコンプライアンス意識向上等の取組を推進し、法人組織体制の強化を図ってまいります。

本市施策推進に向けた事業計画

| 取組No. | 事業名 | 指標 | 現状値 | 目標値 | | | | | 単位 |
|-------|-----------------------------|-----------------|---------------|-----------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|----|
| | | | 令和3(2021)年度 | 令和4(2022)年度 | 令和5(2023)年度 | 令和6(2024)年度 | 令和7(2025)年度 | | |
| ① | 安全で安心な給食物資の安定的・継続的な供給 | 給食停止等の発生件数 | R2:0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 件 |
| | | 学校給食用物資納入業者登録数 | R3:28 | 28 | 28 | 28 | 28 | 28 | 社 |
| | | 物資の交換等による対応数 | R2:88 | 87 | 84 | 81 | 78 | 78 | 件 |
| | | 食中毒発生件数 | R2:0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 件 |
| | | 事業別の行政サービスコスト | 本市財政支出(直接事業費) | R2:55,356 (R2:5,147,763) | 5,843,392 (5,843,392) | 5,863,685 (5,863,685) | 5,873,078 (5,873,078) | 5,845,065 (5,845,065) | 千円 |
| ② | 成長期における児童生徒の健全な食生活に関わる食育の推進 | 食育教材を活用した学校数 | R3:— | 7 | 24 | 114 | 114 | 校 | |
| | | 食育教材を視聴した児童の理解度 | R3:— | 87 | 88 | 88 | 90 | % | |

経営健全化に向けた事業計画

| 取組No. | 項目名 | 指標 | 現状値 | 目標値 | | | | | 単位 |
|-------|--------------|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|----|----|
| | | | 令和3(2021)年度 | 令和4(2022)年度 | 令和5(2023)年度 | 令和6(2024)年度 | 令和7(2025)年度 | | |
| ① | 安定的・継続的な事業運営 | 正味財産の推移 | R2:266,178 | 35,999 | 35,424 | 35,137 | 34,993 | 千円 | |
| | | 経常収支比率 | R2:98.0 | 100 | 100 | 100 | 100 | % | |

業務・組織に関する計画

| 取組No. | 項目名 | 指標 | 現状値 | 目標値 | | | | | 単位 |
|-------|------------------|-------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|---|----|
| | | | 令和3(2021)年度 | 令和4(2022)年度 | 令和5(2023)年度 | 令和6(2024)年度 | 令和7(2025)年度 | | |
| ① | 公益法人会計基準に則った会計処理 | 公認会計士による定期的なチェックの履行率 | R3:100 | 100 | 100 | 100 | 100 | % | |
| ② | 職員の資質向上に向けた取組 | 法人職員対象の研修会への参加、内部研修会の開催 | R3:17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 回 | |
| | | 服務チェックシートの正答率 | R3:— | 100 | 100 | 100 | 100 | % | |

2. 本市施策推進に向けた事業計画①

| 事業名 | | 安全で安心な給食物資の安定的・継続的な供給 | | | | | |
|--------|------------------------------------|---|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|----|
| 現状 | | <ul style="list-style-type: none"> ・本法人は市立学校170校、約11万人のそれぞれの校種ごとの統一献立における給食物資の共同購入を行うことにより、安全・安心で良質な給食物資を安定的・継続的に供給することで、川崎市立学校の給食提供の一翼を担っています。 ・給食物資の安全面では、委託仕様書における規格基準書に基づき、必要物資を登録業者に提示し、入札及び物資選定委員会において、この基準に合格した食材を学校に提供しています。 ・野菜や果物が一部傷んでいたものや物資に梱包材が混入していたもの等、学校や学校給食センターから納品された食材の不具合に関する連絡を受け付け、直ちに状況を確認し、必要に応じ、給食提供前に速やかに交換、代替品等により対応しています。指摘のあった物資の納品業者には、その発生原因の解明と改善策を提出させ、再発の防止に努めています。 ・給食物資が起因の食中毒の事故を防止するため、食材の細菌検査、残留農薬検査等必要な衛生検査を一般検査機関に依頼し、実施しています。 | | | | | |
| 行動計画 | | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、入札及び物資選定委員会を開催することにより、安全・安心で良質な給食物資の供給を目指します。 ・学校給食用物資納入業者登録数については、競争性を保ちつつ、今後も登録業者が規格基準書に定める物資を、本市の学校給食に支障なく納品できる体制を維持するため、現登録業者の運営体制をチェックするほか、新規登録希望業者へも「学校給食用物資納入業者指定登録基準」に合格し、現登録業者と同様の対応ができるか慎重に選考していきます。 ・物資の交換による対応は、今後も一定程度発生していくものと考えておりますが、製造過程から学校納入までの安全性の確保に向け、納品業者への事前の注意喚起や再発防止に対する指導を徹底し、指摘のあった物資の納品業者に対しては、その発生原因の解明と改善策を提出させ、改善策の履行状況を確認することで再発の防止に努めていきます。 ・食材の細菌検査、残留農薬検査等必要な衛生検査を、検査機関に依頼することで、給食物資が起因となる食中毒の発生を未然に防いでいきます。 | | | | | |
| スケジュール | | 現状値 | 目標値 | | | | |
| | | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | 単位 |
| 指標 | 1 | 給食停止等の発生件数 | R2:0 | 0 | 0 | 0 | 件 |
| | 説明 | 給食物資が原因となる給食提供停止等の発生件数 | | | | | |
| | 2 | 学校給食用物資納入業者登録数 | R3:28 | 28 | 28 | 28 | 社 |
| | 説明 | 学校給食用物資の入札に参加するために登録された業者の数 | | | | | |
| | 3 | 物資の交換等による対応数 | R2:88 | 87 | 84 | 81 | 件 |
| 説明 | 学校や学校給食センターからの連絡により、物資の交換等の対応をした件数 | | | | | | |
| 4 | 食中毒発生件数 | R2:0 | 0 | 0 | 0 | 件 | |
| 説明 | 給食物資が起因の食中毒発生件数 | | | | | | |
| 5 | 事業別の行政サービスコスト | R2:55,356 (R2:5,147,763) | 5,843,392 (5,843,392) | 5,863,685 (5,863,685) | 5,873,078 (5,873,078) | 5,845,065 (5,845,065) | 千円 |
| 説明 | 本市財政支出(直接事業費) | | | | | | |

本市施策推進に向けた事業計画②

| | | | | | | | | |
|--------|---|--|-------|------|------|------|-----|---|
| 事業名 | | 成長期における児童生徒の健全な食生活に関わる食育の推進 | | | | | | |
| 現状 | | 川崎市小学校給食教育研究協議会の開催、学校給食献立連絡調整会議への参加、川崎市PTA連絡協議会が主催する食育推進コンテストの後援、給食会だより等の発行と学校への配布、給食食材を活用した食育事業等を通して、成長期における児童生徒の健全な食生活に関わる食育活動を推進しています。 | | | | | | |
| 行動計画 | | <ul style="list-style-type: none"> ・食育関連事業を継続して実施することで、市施策における食育の推進の一助となるよう努めます。 ・給食物資納入業者等の協力のもと、小学生を対象とした給食物資に関する食育教材を市と連携しながら作成し、GIGA端末等を用いて、より多くの学校に活用してもらえよう取組を進めていきます。また、教材を視聴した児童にアンケートを実施し、食育教材の成果と課題を検証します。 | | | | | | |
| スケジュール | | 現状値 | 目標値 | | | | 単位 | |
| | | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | | |
| 指標 | 1 | 食育教材を活用した学校数 | R3: - | 7 | 24 | 114 | 114 | 校 |
| | | 説明 食育教材を活用した学校数 | | | | | | |
| | 2 | 食育教材を視聴した児童の理解度 | R3: - | 87 | 88 | 88 | 90 | % |
| | | 説明 アンケートによる教材視聴者の理解度 | | | | | | |

3. 経営健全化に向けた事業計画①

| | | | | | | | | |
|--------|---|---|---|--------|--------|--------|--------|----|
| 項目名 | | 安定的・継続的な事業運営 | | | | | | |
| 現状 | | <ul style="list-style-type: none"> ・これまでも、コスト意識を持った効率的な事務執行体制の構築を図るため、給食管理システムの導入や送金方法の見直し、電子データの積極的な活用等により業務改善に努めてきました。 ・令和2年度までの学校給食費の剰余分については、公会計化に伴い、学校給食運営基金の原資とするため、市に譲渡します。 | | | | | | |
| 行動計画 | | <p>今後もコスト意識を持った効率的・合理的な事務執行体制の構築を図り、経費の節約を行うことで、収支相償・収支均衡を意識した安定的・継続的な事業運営を行い、正味財産が目標値を下回らないように維持してまいります。なお、令和2(2020)年度までの学校給食費の未納金については、必要に応じて学校訪問等により状況を把握し、催告状の発送や家庭訪問等により、引き続き回収に努め、回収した未納給食費は学校給食運営基金の原資とするため、市に譲渡します。</p> | | | | | | |
| スケジュール | | 現状値 | 目標値 | | | | 単位 | |
| | | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | | |
| 指標 | 1 | 正味財産の推移 | R2: 266,178 | 35,999 | 35,424 | 35,137 | 34,993 | 千円 |
| | | 説明 コスト意識を持った効率的な事務執行による正味財産の維持 | | | | | | |
| | 2 | 経常収支比率 | ※令和3(2021)年度の本市への繰出額(経常外費用)が、方針策定時の見込みより増加したこと等に伴い、目標値を次のとおり変更します。 R4:24,007千円 R5:23,432千円 R6:23,144千円 R7:23,000千円 | | | | | |
| | | 説明 経常収益と経常費用の割合 | R2: 98.0 | 100 | 100 | 100 | 100 | % |

4. 業務・組織に関する計画①

| | | | | | | | | |
|---------------|----|---|-------------|-------------|-------------|-------------|-----------|---|
| 項目名 | | 公益法人会計基準に則った会計処理 | | | | | | |
| 現状 | | <p>本法人は、給食物資の調達や令和2年度以前の学校給食費の未納金の債権管理など、年間約50億円の事業を担い、その収支には複数の職員が関わって厳重なチェックも行い、常に代表理事と業務執行理事の決裁を受けています。給食物資に係る業者への支払い等は全て金融機関を通して行い、公認会計士による通帳の残高チェックも実施しています。また、日々の収支状況については、当会が導入している会計システムにより公認会計士がリアルタイムでチェックできる機能を備えています。</p> | | | | | | |
| 行動計画 | | <p>事業の推進にあたっては、引き続き複数のチェック体制の構築が図れるよう、代表理事と業務執行理事の承認のほかに、公認会計士の定期指導時に通帳の照合や会計伝票等のチェックを重点的に行いながら、正確で透明性のある会計処理を行っていきます。</p> | | | | | | |
| スケジュール | | 現状値 | 目標値 | | | | | |
| | | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | 単位 | |
| 指標 | 1 | 公認会計士による定期的なチェックの履行率 | R3:100 | 100 | 100 | 100 | 100 | % |
| | 説明 | 公認会計士による定期的なチェックの履行率 | | | | | | |

業務・組織に関する計画②

| | | | | | | | | |
|---------------|----|--|-------------|-------------|-------------|-------------|-----------|---|
| 項目名 | | 職員の資質向上に向けた取組 | | | | | | |
| 現状 | | <p>公益財団法人職員としての資質向上を図るため、全国公益法人協会で行われている研修会に、月1回、各回2人を参加させています。また、職員の資質向上のための内部研修を実施しています。</p> | | | | | | |
| 行動計画 | | <p>公益財団法人に関する各種手続を理解することや、法人に関わる最新の情報を入手し迅速な対応を図ることは必要不可欠なことです。引き続き研修会への参加を図ることで、法人職員として必要な知識を習得し、資質の向上を図ります。また、研修に参加した職員が講師になり、他の職員に対してコンプライアンス等に関する研修を実施するなど、法人内部での人材育成についても推進していきます。コンプライアンスの推進に当たり、法人職員が留意すべき事項を再確認し、コンプライアンス意識の向上を図ることを目的に、定期的にチェックシートによる自己検証を行います。</p> | | | | | | |
| スケジュール | | 現状値 | 目標値 | | | | | |
| | | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | 単位 | |
| 指標 | 1 | 法人職員対象の研修会への参加、内部研修会の開催 | R3:17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 回 |
| | 説明 | 各種研修会への参加回数、内部研修会の実施回数 | | | | | | |
| 指標 | 2 | サービスチェックシートの正答率 | R3:— | 100 | 100 | 100 | 100 | % |
| | 説明 | 法人職員に対し実施するサービスチェックの正答率 | | | | | | |

(参考)本市が法人に求める経営改善及び連携・活用に関する計画に設定する指標一覧

本市施策推進に向けた事業計画

| 指標 | 指標の考え方 | 現状値 | 目標値 | 単位 | 目標値の考え方 |
|-----------------------|---|-----------------------------|--------------------------|----|---|
| | | 令和3 (2021)年度 | 令和7 (2025)年度 | | |
| 安全で安心な給食物資の安定的・継続的な供給 | | | | | |
| 1 算出方法 | 給食停止等の発生件数 | R2:0 | 0 | 件 | 給食物資が起因となる給食提供停止等の重大事故は、本来起こってはならないものであるため、安全・安心で良質な食材の調達、納品業者への指導、衛生検査の実施等の取組により、毎年発生させないことを目標とするものです。 (参考 H29-R1 発生件数0件) |
| | 給食物資が原因となる給食提供停止等の発生件数 | | | | |
| 2 算出方法 | 学校給食用物資納入業者登録数 | R3:28 | 28 | 社 | 競争性が働くためには、より多くの業者が入札に参加することが望ましいですが、物資の安全性の確保等を鑑みると、信頼性における納入業者を確保・維持していくことが重要です。現在、競争性は保たれており、安定的な給食物資の調達が行われているため、今後も現在の登録数を維持していくことを目標とするものです。 (参考 H29:28社、H30:29社、R1:29社、R2:28社) |
| | 学校給食用物資の入札に参加するために、登録された業者の数 | | | | |
| 3 算出方法 | 物資の交換等による対応数 | R2:88 | 78 | 件 | 交換理由としては野菜や果物が一部傷んでいたものや天候不順による影響等、やむを得ないものも多くあります。現在も給食提供を停止することなく、必要な対応が図られていますが、製造過程の原因により繰り返されているものなど、再発防止の取組によって改善可能と思われるものが年間約25件程度あることから、これらを4年間で半減させ、学校納入までの安全性を高めることを目標として設定するものです。 (参考:R1:80件、R2:88件、R3見込:90件) |
| | 学校や学校給食センターから、検品時に発見した食材の不具合に関する連絡を給食会が受けた際、物資交換等の対応をした件数 | | | | |
| 4 算出方法 | 食中毒発生件数 | R2:0 | 0 | 件 | 給食物資が起因となる食中毒は起こってはならないものであり、毎年発生させないことを目標とするものです。 (参考:H29-R1 発生件数0件) |
| | 給食物資が起因の食中毒発生件数 | | | | |
| 5 算出方法 | 事業別の行政サービスコスト | R2:55,356 (R2:5,147,763) | 5,845,065 (5,845,065) | 千円 | 学校給食費の公会計化に伴い、物資購入費は本市から委託料として支出されることとなります。児童生徒数の増に伴い、物資購入費も増加いたしますが、コスト意識を持った効率的・合理的な事務執行に努めることにより、本市財政支出が過剰に増加しないようにすることを目標とするものです。 (参考:H29:52,266千円、H30:56,597千円、R1:68,520千円) |
| | 本市財政支出(直接事業費) | | | | |

| 成長期における児童生徒の健全な食生活に関わる食育の推進 | | | | | | | |
|-----------------------------|------|-----------------|--|-------------|-------------|----|--|
| 1 | 算出方法 | 食育教材を活用した学校数 | 給食会の限られたマンパワーの中で、より多くの児童に食育の機会が得られるような取組として、各学校の実情に応じて、授業の中や給食時間等の空き時間に活用できるような給食物資に関する食育教材を作成し、その成果を測るための指標として設定するものです。 | R3: - | 114 | 校 | 令和4(2022)年度は栄養教諭が配置されている小学校のうち、各区1校、計7校で活用していただき、その成果や課題を検証します。その後、令和5年度に栄養教諭が配置されている小学校(24校)での活用・検証を経て、令和6年度から小学校全校で活用されることを目標として取り組んでいきます。 |
| | 算出方法 | 食育教材を視聴した児童の理解度 | 食育教材を通じて児童の「食」に関する正しい知識や食習慣の習得に寄与した成果等を測るための指標として設定するものです。 | R3: - | 90 | % | 児童への食育の推進に寄与する取組としてより高い成果を上げることが目標とするため、令和7年度までに90%とすることを目標として取り組んでいきます。 |
| 経営健全化に向けた事業計画 | | | | | | | |
| 指標 | | 指標の考え方 | | 現状値 | 目標値 | 単位 | 目標値の考え方 |
| | | | | 令和3(2021)年度 | 令和7(2025)年度 | | |
| 安定的・継続的な事業運営 | | | | | | | |
| 1 | 算出方法 | 正味財産の推移 | 財務の安全性の維持・向上を図るための指標として設定。正味財産額の推移・状況の把握を通じて、今後の事業活動を安定的・継続的に行っていく財政基盤に懸念がないか、その取組の成果を測るものです。 | R2:266,178 | 34,993 | 千円 | 法人の正味財産のうち、学校給食費の剰余金及び令和3(2021)年度以降に回収した令和2(2020)年度以前の未納給食費については、公会計化に伴い、「学校給食運営基金」の原資とするため、市に譲渡しますが、それ以外の正味財産については、コスト意識を持った効率的・合理的な事務執行に努めることにより維持していくことを目標とするものです。(参考:H29:114,477千円、H30:375,670千円、R1:369,490千円) |
| | 算出方法 | 指定正味財産額+一般正味財産額 | | | | | |
| 2 | 算出方法 | 経常収支比率 | コスト意識を持った効率的・合理的な事務執行を図りながら、収支相償・収支均衡を意識した経営を行い、法人として安定的・継続的に事業運営を行っているか、その取組の成果を測るものです。 | R2:98.0 | 100 | % | 収支相償・収支均衡の観点から、経常収益と経常費用の割合は限りなく100%に近づけることを目標とするものです。(参考:H29:100.0%、H30:105.3%、R1:99.9%) |
| | 算出方法 | 経常収益÷経常費用×100 | | | | | |

業務・組織に関する計画

| 指標 | 指標の考え方 | 現状値 | 目標値 | 単位 | 目標値の考え方 |
|------------------|---------------------------------|-----------------|-----------------|----|---|
| | | 令和3 (2021)年度 | 令和7 (2025)年度 | | |
| 公益法人会計基準に則った会計処理 | | | | | |
| 1 | 公認会計士による定期的なチェックの履行率 | R3:100 | 100 | % | コンプライアンスに反する事案は起こってはならないものであり、公認会計士による定期的なチェックの履行は必ず行われなければならないものと考えます。(参考 H29-R2 履行率100%) |
| | 算出方法 公認会計士による定期的なチェックの履行率 | | | | |
| 職員の資質向上に向けた取組 | | | | | |
| 1 | 法人職員対象の研修会への参加、内部研修会の開催 | R3:17 | 17 | 回 | これまでの取組による実績を踏まえ、現在の職務を遂行しながら、実施可能な回数として、現状値の水準を維持していくことが妥当と考えます。現状の実施回数で法人職員として必要な知識を習得し資質向上につながる効果的な研修を実施することを目標に取り組んでいきます。(参考 H29:15回、H30:17回、R1:17回、R2:17回) |
| | 算出方法 各種研修会への参加回数、内部研修会の実施回数 | | | | |
| 2 | サービスチェックシートの正答率 | R3:— | 100 | % | コンプライアンスの推進に当たり、法人職員が留意すべき事項は、すべての職員が理解する必要があることから、チェックシートの職員全員の正答率が100%になることを目標とします。 |
| | 算出方法 法人職員に対し実施するサービスチェックの正答率 | | | | |

5. 財務見直し

| 収支及び財産の状況(単位:千円) | | 現状 | 見込み | 見込み | 見込み | 見込み | 見込み |
|---|---|-------------|-------------|--|---------------|-------------|-------------|
| | | 令和2(2020)年度 | 令和3(2021)年度 | 令和4(2022)年度 | 令和5(2023)年度 | 令和6(2024)年度 | 令和7(2025)年度 |
| 正味財産増減計算書 | (一般正味財産増減の部) | | | | | | |
| | 経常収益 | 5,056,041 | 5,808,284 | 5,861,534 | 5,881,828 | 5,891,220 | 5,863,208 |
| | 経常費用(事業費) | 5,147,936 | 5,796,475 | 5,846,069 | 5,866,363 | 5,875,755 | 5,847,743 |
| | 経常費用(管理費) | 11,417 | 11,809 | 15,465 | 15,465 | 15,465 | 15,465 |
| | うち減価償却費 | 1,271 | 1,271 | 1,271 | 1,271 | 1,271 | 1,271 |
| | 当期経常増減額 | △103,312 | | | | | |
| | 経常外収益 | | | | | | |
| | 経常外費用 | | 229,029 | 1,150 | 575 | 288 | 144 |
| | 税引前当期一般正味財産増減額 | △103,312 | △229,029 | △1,150 | △575 | △288 | △144 |
| | 当期一般正味財産増減額 | △103,312 | △229,029 | △1,150 | △575 | △288 | △144 |
| (指定正味財産増減の部) | | | | | | | |
| 当期指定正味財産増減額 | | | | | | | |
| 正味財産期末残高 | 266,178 | 37,149 | 35,999 | 35,424 | 35,137 | 34,993 | |
| 貸借対照表 | 総資産 | 604,244 | 356,007 | 355,090 | 354,764 | 354,743 | 354,883 |
| | 流動資産 | 598,032 | 347,822 | 348,322 | 349,322 | 349,823 | 350,323 |
| | 固定資産 | 6,212 | 8,185 | 6,768 | 5,442 | 4,921 | 4,561 |
| | 総負債 | 338,066 | 315,358 | 315,591 | 315,840 | 316,106 | 316,390 |
| | 流動負債 | 335,880 | 312,955 | 312,955 | 312,955 | 312,955 | 312,955 |
| | 固定負債 | 2,185 | 2,403 | 2,636 | 2,885 | 3,151 | 3,435 |
| | 正味財産 | 266,178 | 37,149 | 35,999 | 35,424 | 35,137 | 34,993 |
| 指定正味財産 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | |
| 一般正味財産 | 265,178 | 36,149 | 34,999 | 34,424 | 34,137 | 33,993 | |
| 主たる勘定科目の状況(単位:千円) | | 令和2(2020)年度 | 令和3(2021)年度 | 令和4(2022)年度 | 令和5(2023)年度 | 令和6(2024)年度 | 令和7(2025)年度 |
| 経常収益 | 事業収益 | 4,978,562 | 5,745,502 | 5,794,290 | 5,814,584 | 5,823,976 | 5,795,964 |
| 経常費用 | 基本物資代金支出+副食物資代金支出 | 5,092,241 | 5,745,502 | 5,794,290 | 5,814,584 | 5,823,976 | 5,795,964 |
| 総資産 | 特定資産 | 914 | 1,132 | 1,365 | 1,614 | 1,880 | 2,164 |
| 総負債 | 有利子負債(借入金+社債等) | 1,271 | 1,271 | 1,271 | 1,271 | 1,271 | 1,271 |
| 本市の財政支出等(単位:千円) | | 令和2(2020)年度 | 令和3(2021)年度 | 令和4(2022)年度 | 令和5(2023)年度 | 令和6(2024)年度 | 令和7(2025)年度 |
| 補助金 | | 65,417 | 4,915 | 4,204 | 4,204 | 4,204 | 4,204 |
| 負担金 | | | | | | | |
| 委託料 | | | 5,803,369 | 5,857,183 | 5,877,477 | 5,886,869 | 5,858,857 |
| 指定管理料 | | | | | | | |
| 貸付金(年度末残高) | | | | | | | |
| 損失補償・債務保証付債務(年度末残高) | | | | | | | |
| 出捐金(年度末状況) | | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 |
| (市出捐率) | | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |
| 財務に関する指標 | | 令和2(2020)年度 | 令和3(2021)年度 | 令和4(2022)年度 | 令和5(2023)年度 | 令和6(2024)年度 | 令和7(2025)年度 |
| 流動比率(流動資産/流動負債) | | 178.0% | 111.1% | 111.3% | 111.6% | 111.8% | 111.9% |
| 有利子負債比率(有利子負債/正味財産) | | 0.5% | 3.4% | 3.5% | 3.6% | 3.6% | 3.6% |
| 経常収支比率(経常収益/経常費用) | | 98.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |
| 正味財産比率(正味財産/総資産) | | 44.1% | 10.4% | 10.1% | 10.0% | 9.9% | 9.9% |
| 経常費用に占める市財政支出割合 (補助金+負担金+委託料+指定管理料)/経常費用 | | 1.3% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |
| 経常収益に占める市財政支出割合 (補助金+負担金+委託料+指定管理料)/経常収益 | | 1.3% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |
| 法人コメント | | | | | 本市コメント | | |
| 現状認識 | 今後の見直し | | | 今後の見直しに対する認識 | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度からの学校給食費の公会計化により、学校給食費の徴収及び給食物資の調達については、市の事業となりました。 ・給食物資の調達については、市と委託契約を締結し、市からの委託料により食材の調達を行うため、給食物資購入に係る収支は一致することとなります。 ・本法人の担う事業の性質上、自主財源の確保や経常利益を上げることが難しく、経常収益はそのほとんどが市からの補助金と委託料となります(収益を伴う事業は納品書の売上があるが、補助金で相殺される。) | <ul style="list-style-type: none"> ・令和3(2021)年度からの学校給食費の公会計化に伴い、令和2(2020)年度までに本法人が徴収、管理してきた過年度の学校給食費の剰余金については、「学校給食運営基金」の原資とするため、市に譲渡します。また、令和2(2020)年度以前の学校給食費の過年度未納金についても、引き続き回収に努め、各年度中に回収した未納給食費は、翌年度、市に譲渡します。 ・当法人は自主財源の確保や経常利益を上げることが目的としておらず、経常収益はそのほとんどが市からの補助金と委託料となりますが、引き続き、コスト意識を持った効率的・合理的な事務執行体制の構築を図り、収支相償・収支均衡を意識した安定的・継続的な事業運営を行ってまいります。 | | | <ul style="list-style-type: none"> ・当法人は安全・安心で良質な給食物資を安定的・継続的に調達するという公益的使命を果たすことで、1日約11万食にも及ぶ本市学校給食の根幹を支えてきた、給食の円滑な実施に不可欠な法人です。しかし、当法人の事業内容には収益性がなく、基本財産も少額で運用収入による独立採算を求めるとも困難であるため、引き続き、市からの補助金及び委託料により、組織運営に必要な人件費、事務経費等を執行してまいります。 ・令和2(2020)年度までに法人が徴収、管理してきた過年度の学校給食費の剰余金及び令和3(2021)年度以降に回収した令和2(2020)年度以前の未納給食費を、市が受け入れ、「学校給食運営基金」に積み立てることによる正味財産の減少はございますが、今後も効率的・合理的な事務執行に努めることで、安定的・継続的な事業運営の維持に努めていきたいと考えております。 | | | |